

総務委員会資料

報告 「川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の一部改正に係るパブリックコメント手続きの実施について

資料1 パブリックコメントによる意見募集概要

資料2 パブリックコメントによる意見募集実施内容

参考1 公職選挙法の一部を改正する法律要綱

参考2 法律新旧対照表

資料3 公職選挙法の一部を改正する法律の施行通知

(総務大臣通知の写し)

資料4 公職選挙法の一部を改正する法律の施行通知

(県選管委員長通知の写し)

資料 1

総務委員会資料
平成30年7月19日
(選挙管理委員会事務局)

「川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」
の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について（意見募集概要）

1 経過等

選挙運動用ビラの頒布は国政選挙及び首長選挙に限り認められていたものが、公職選挙法の一部改正（平成29年法律第66号）により、県議会及び市議会議員の選挙においても頒布することが可能となり、条例で定めるところにより、作成費用を公費で負担することができることとなりました。

本市では、「川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」により、川崎市長の選挙における選挙運動用ビラの頒布の費用を公費負担することと規定していることから、川崎市議会議員の選挙においても同様に選挙運動用ビラの頒布の費用を公費負担とするため、同条例の一部の改正を行うに当たり、パブリックコメントによる意見募集を実施いたします。

2 今後の日程

平成30年 8月初旬	改正素案の意見募集（1か月間）
平成30年 12月	平成30年第4回市議会定例会に条例改正議案提出予定

3 改正内容

- （1）川崎市議会議員選挙における候補者は、当該区の選挙管理委員会を経由して川崎市選挙管理委員会に契約の届出をすることにより、選挙運動用ビラを公費負担で作成できるものとします。
- （2）川崎市は、候補者がビラの作成を業とする者に対し支払う金額について、次の作成単価を上限として、8,000枚までの作成枚数に応じ、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担するものとします。
 - ア 選挙運動用ビラの作成単価 7円51銭
 - イ 公費負担の上限額（8,000枚作成した場合の一人当たり）
 $7円51銭 \times 8,000枚 = 60,080円$※想定するビラの仕様 長さ29.7cm×幅21cm（両面印刷可）
※単価等は公職選挙法第142条、公職選挙法施行令第109条の8に準じて規定しています。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について皆様の御意見を募集します

公職選挙法の一部改正（平成 29 年法律第 66 号）により、都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動用ビラを頒布することが可能となり、首長選挙と同様に条例で定めた場合に作成費用を公費で負担できると規定されました。

本市では、川崎市長選挙に係る選挙運動用ビラの頒布について公費負担とする旨、「川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に定めていることから、川崎市議会議員選挙に係る選挙運動用ビラの頒布についても同様に公費負担とするため、同条例の一部を改正するに当たり、この改正について、市民の皆様の御意見を募集します。

■ 募集期間

平成 30 年 8 月 1 日（水）から平成 30 年 8 月 31 日（金）

※郵送の場合は当日消印有効です。

※持参の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）にお持ちください。

■ 閲覧場所

かわさき情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、各区役所（市政資料コーナー）

選挙管理委員会事務局選挙部選挙課（川崎市役所第 4 庁舎 1 階）、川崎市ホームページ

■ 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）」を明記の上、御意見をお寄せください。

- 1 郵送又は持参 〒210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 3 番地 3 川崎市役所第 4 庁舎 1 階
川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課
- 2 FAX FAX 番号：044-200-3951
- 3 電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信してください。

■ 問い合わせ先

川崎市選挙管理委員会事務局選挙部選挙課 電話番号：044-200-3423

■ その他

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

1 改正概要

選挙運動用ビラの頒布は国政選挙及び首長選挙に限り認められていたものが、公職選挙法の一部改正（平成 29 年法律第 66 号）により、県議会及び市議会議員の選挙においても頒布することが可能となり、条例で定めるところにより、作成費用を公費で負担することができることとなりました。

本市では、「川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」により、川崎市長の選挙における選挙運動用ビラの頒布の費用を公費負担することと規定していることから、川崎市議会議員の選挙においても同様に選挙運動用ビラの頒布の費用を公費負担とするため、同条例の一部の改正を行うものです。

2 改正内容

（１）川崎市議会議員選挙における候補者は、当該区の選挙管理委員会を經由して川崎市選挙管理委員会に契約の届出をすることにより、選挙運動用ビラを公費負担で作成できるものとします。

（２）川崎市は、候補者がビラの作成を業とする者に対し支払う金額について、次の作成単価を上限として、8,000 枚までの作成枚数に応じ、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担するものとします。

ア 選挙運動用ビラの作成単価 7 円 51 銭

イ 公費負担の上限額（8,000 枚作成した場合の一人当たり）

7 円 51 銭×8,000 枚＝60,080 円

※想定するビラの仕様 長さ 29.7 cm×幅 21 cm（両面印刷可）

※単価等は公職選挙法第 142 条、公職選挙法施行令第 109 条の 8 に準じて規定しています。

3 改正法の要綱

参考 1 のとおり

4 法律新旧対照表

参考 2 のとおり

公職選挙法の一部を改正する法律要綱

一 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁 (第 142 条関係)

- 1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとする。
 - (1) 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 16,000 枚
 - (2) 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 8,000 枚
 - (3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 4,000 枚
- 2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1 のビラの作成について、無料とすることができるものとする。

二 施行期日等（改正法附則関係）

- 1 この法律は、平成 31 年 3 月 1 日から施行すること。
- 2 適用区分について、所要の規定を置くこと。

参考 2

公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

改正後	改正前
(文書図画の頒布) 第四百十二条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。 一〜三 (略) 四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚 五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚 六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚	(文書図画の頒布) 第四百十二条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。 一〜三 (略) 四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚 五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚 六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚

七（略）	2（略）	6 第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。	7 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。	8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。	9 第一項から第三項までのビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号
七（略）	2（略）	6 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。	7 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。	8 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までのビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。	9 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出

を、併せて記載しなければならない。 10 (略) 11 都道府県の議会又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。 12・13 (略)	政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。 10 (略) 11 都道府県知事選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成について、無料とすることができる。 12・13 (略)
---	--

資料 3

総 行 選 第 6 8 号

平成 2 9 年 6 月 2 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 1 9 3 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成 2 9 年法律第 6 6 号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとすること等を目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布に関する事項

- 1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとされたこと（新法第 1 4 2 条第 1 項関係）。
 - (1) 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1 万 6 千枚

- (2) 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 8 千枚
- (3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者 1 人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 4 千枚
- 2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1 のビラの作成について、無料とすることができるものとされたこと（新法第 1 4 2 条第 1 1 項関係）。

第 2 施行期日等

- 1 改正法は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行するものとされたこと（改正法附則第 1 項関係）。
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市（指定都市を含む。以下同じ。）の議会の議員の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第 2 項関係）。

資料 4

選管第37号

平成29年 6 月 22日

各市区町村選挙管理委員会委員長
各地域県政総合センター地方書記長 } 殿

神奈川県選挙管理委員会委員長

(公 印 省 略)

公職選挙法の一部を改正する法律の施行等について（通知）

このことについて、平成29年 6 月 21日付け総行選第68号をもって総務大臣から別添のとおり通知がありましたので、通知します。

また、この通知に関連して、総務省自治行政局選挙部管理課から別添のとおり事務連絡がありましたので、併せて送付します。

問い合わせ先
担当 永井
電話 (045) 210-3179